

昭和四年四月十三日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當り
たるときは、その
翌日)

(号外) 第13号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和54年3月31日 土曜日

目次 告示

◇ 告示
昭和三十三年度鳥取県一般会計補正予算等
昭和三十四年度鳥取県一般会計予算等

鳥取県告示第三百六号

昭和三十四年二月定例県議会で三月九日議決された昭和三十三年度鳥取県一般会計補正予算、昭和三十三年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和三十三年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和三十三年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和三十三年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算、昭和三十三年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算及び昭和三十三年度鳥取県営観光施設事業会

計補正予算は、次のとおりである。

昭和三十四年三月三十一日

農政課長 平 林 三

昭和三十三年度鳥取県一般会計補正予算

昭和三十三年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,484,792千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県 税	1 県 民 税	20,492,597	882,109	21,374,706
		4,979,463	299,346	5,278,809
		4,372,247	362,722	4,734,969
		996,068	29,793	966,275
		1,054,804	6,754	1,048,050
		209,110	31,491	240,601
		2,388,919	95,282	2,293,637
		3,293,740	50,211	3,343,951
		4,742	1,011	5,753
		24,723	1,256	25,979
		1,410,070	39,288	1,449,358
		1,738,599	227,919	1,966,518
12 入 猟 税		20,112	694	20,806

2 地方譲与税	1 地方与道路税	1,982,387	49,912	2,032,299
		1,820,537	39,695	1,860,232
3 地方交付税	2 石油与ガク税	161,850	10,217	172,067
		52,643,641	519,080	53,162,721
4 交通安全対策特別交付金	1 地方交付税	52,643,641	519,080	53,162,721
		274,460	786	273,674
5 分担金及び金	1 交通安全対策特別交付金	274,460	786	273,674
		3,691,062	4,112	3,686,950
6 使用料及び料	1 分担金	1,508,242	843	1,507,399
		2,182,820	3,269	2,179,551
7 国庫支出金	2 負担金	2,006,931	2,224	2,009,155
		1,549,619	1,816	1,547,803
1 国庫負担金	2 手数料	457,312	4,040	461,352
		65,797,701	811,598	65,486,103
2 国庫補助金	1 国庫負担金	18,235,478	252,673	17,982,805
		47,107,126	60,873	47,046,253

8 財産収入	3 委託金	455,097	1,948	457,045	
	2 財産売却収入	2,304,790	107,868	2,412,658	
9 寄附金	1 寄附金	104,787	77,869	182,656	
	1 寄附金	104,787	77,869	182,656	
10 繰入金	1 特別会計繰入金	267,679	△ 9,763	257,916	
	2 基金繰入金	1,100,000	△ 1,000,000	100,000	
12 諸収入	1 果樹預金利子	159,049	△ 35,462	123,587	
	3 公営企業貸付金元利収入	2,346,250	△ 125,457	2,220,793	
	4 貸付収入	15,176,841	△ 106,570	15,070,271	
	5 受託事業収入	644,520	△ 40,886	603,634	
	7 雑収入	1,215,997	27,308	1,243,305	
	13 負債		21,040,500	25,000	21,065,500

1 県債	21,040,500	25,000	21,065,500
歳入合計	192,428,056	56,736	192,484,792

歳出

1 議会費	1 議会費	542,472	△ 9,039	533,433
	2 総務費	9,052,705	1,171,638	10,224,343
2 総務費	1 総務管理費	6,028,216	919,745	6,947,961
	2 企画費	495,393	294,772	790,165
	3 徴税費	1,118,444	△ 24,749	1,093,695
	4 市町村振興費	887,930	△ 5,342	882,588
	5 選挙費	52,366	△ 27	52,339
	6 防災費	84,866	△ 4,226	80,640
	7 統計調査費	228,912	△ 7,352	221,560
	8 人事委員会費	79,643	1,030	80,673

3 民生費	9 監査委員費	81,935	△ 2,213	79,722
		11,275,883	△ 8,320	11,267,563
	1 社会福祉費	5,184,767	4,597	5,189,364
4 衛生費	2 児童福祉費	3,691,174	△ 93,212	3,597,962
	3 生活保護費	2,391,836	80,295	2,472,131
		7,585,817	△ 33,085	7,552,732
5 労働費	1 公衆衛生費	2,186,596	△ 17,854	2,168,742
	2 環境衛生費	497,491	150	497,641
	3 保健所費	1,140,961	△ 17,178	1,123,783
	4 医薬費	3,760,769	1,797	3,762,566
6 農林水産業費		1,163,381	△ 4,092	1,159,289
	1 労働費	296,605	△ 880	295,725
	2 職業訓練費	567,003	△ 1,120	565,883
	3 失業対策費	224,218	△ 2,418	221,800
	4 労働委員会議費	75,555	326	75,881
		35,636,339	△ 287,158	35,349,181
7 商工費	1 農業費	9,937,682	△ 87,606	9,850,076
	2 畜産業費	2,693,550	△ 27,231	2,666,319
	3 農地費	14,238,471	1,678	14,240,149
	4 林業費	5,760,773	△ 20,526	5,740,247
	5 水産業費	3,005,863	△ 153,473	2,852,390
		15,991,135	△ 720,241	15,270,894
8 土木費	1 商業費	7,228,465	△ 12,651	7,215,814
	2 工業業費	8,694,214	△ 716,619	7,977,595
	3 観光費	68,456	9,029	77,485
		50,627,996	246,776	50,874,772
	1 土木管理費	304,905	97,272	402,177
2 道路橋りょう費	20,749,520	259,906	21,009,426	
3 河川海岸費	12,263,823	△ 1,119	12,262,704	
4 港湾費	4,204,478	△ 265,885	3,938,593	
5 都市計画費	10,623,341	160,182	10,783,523	

9 警 察 費	6 住 宅 費	2,481,929	△ 3,580	2,478,349
		8,138,347	△ 74,497	8,063,850
10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	6,586,443	△ 74,497	6,511,946
		42,328,090	△ 212,286	42,115,804
1 教育総務費	1 教育総務費	2,528,955	△ 24,822	2,504,133
	2 小学校費	15,265,566	△ 389,139	14,876,427
3 中学校費	7,819,571	△ 109,476	7,710,095	
4 高等学校費	10,777,081	288,688	11,065,769	
5 特殊学校費	2,678,623	△ 57,246	2,621,377	
6 社会教育費	2,300,718	83,791	2,384,509	
7 保健体育費	957,576	△ 4,082	953,494	
11 災害復旧費		1,647,069	△ 6,529	1,640,540
	1 農林水産施設災害復旧費	152,196	△ 2,645	149,551
2 木施設災害復旧費	1,494,873	△ 3,884	1,490,989	
12 公 債 費		7,175,100	△ 85,479	7,089,621
	1 公 債 費	7,175,100	△ 85,479	7,089,621

13 諸 支 出 金	1,193,722	79,048	1,272,770
	2 娯楽施設利用税交付金	78,813	14,461
3 自動車取得税金	937,696	64,587	1,002,283
合 計	192,428,056	56,736	192,484,792

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正		補 正	
			前	後	前	後
10 教育費	6 社会教育費	大山青年の家建設費	530,456	511,430	52	53
			52	53	157,608	872,848

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額	
			千円	千円
3 民生費	1 社会福祉費	智頭特別養護老人施設建設費	294,073	
4 衛生費	4 医薬費	医療行政費	7,545	
		看護職員等充足対策費	22,000	
6 農林水産業費	3 農地費	県営畑地帯総合土地改良事業費	63,600	
	5 水産業費	漁港関連進道事業費	28,260	

8 土木費	3 河川海岸費	河川局部改良事業費	21,600
		治水ダム建設事業費	300,000
	6 住宅費	公営住宅建設事業費	458,776
10 教育費	6 社会教育費	鳥取少年自然の家建設費	125,641
		計	1,261,495

第4表 債務負担行為補正追加

事	項	期	間	限	度	額
財団法人鳥取県農業開発公社 農用地取得資金借入金損失補償		昭和53年度から	昭和58年度まで	財団法人鳥取県農業開発公社が、農用地取得資金として全国農地保有合理化協会から借り受けた元本37,493千円の元利合計額に相当する金額	千円	
		昭和58年度から	昭和61年度まで	融資総額 320,000千円を限度とし、各年度の融資残高の 8.4/100に相当する金額	千円	

変更

補正前	補正後	補正前		補正後	
		事項	期間	事項	期間
米子境港市計画道路 路米子港西三柳線街 路事業用地購入費	米子境港市計画道路 路米子港西三柳線街 路事業用地購入費	昭和53年度 から昭和57 年度まで	昭和58年度 から昭和57 年度まで	千円 174,017	千円 287,156

第5表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の利率 %
特別養護老人 施設	222,000		235,000	
米子専修職業 訓練校整備費	65,000		101,000	
中試 家畜 実験場	193,000		288,000	
林業試験場 整備費	71,000		72,000	
栽培漁業セン ター建設事業 費	60,000		140,000	
中 小 企 業 振興費	467,000		123,000	
河川改良費	2,090,000		2,091,000	
砂 防 費	1,109,000		1,107,000	
港湾ふ頭用地 造成費	300,000		61,000	

街路事業費	453,000			481,000	
公営住宅建設費	936,000			935,000	
高等学校施設整備費	457,000			627,000	
盲聾学校整備費	186,000			255,000	
大山青年の家建設費	183,000			202,000	
社会館建設費	490,000			601,000	
鳥取少年自費の家建設費	238,000			229,000	
直事 河川費	492,000			490,000	
直事 砂防費	142,000			141,000	
直事 堤防費	9,000			8,000	
下水道費	245,000			246,000	

借入年度から1年すえ置き、じ後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長し

借入年度から1年すえ置き、じ後27年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長し

						て起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。			て起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	21,040,500	/	/	21,065,500	/	/			

昭和53年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

昭和53年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,401,221千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	証紙収入		千円 2,287,760	千円 78,836	千円 2,366,596
		1	証紙収入	2,287,760	78,836
歳入	合計		2,322,385	78,836	2,401,221

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	一般会計金	千円 2,280,917	千円 78,836	千円 2,359,753
		1	一般会計金	2,280,917
歳出	合計	2,322,385	78,836	2,401,221

昭和53年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

昭和53年度鳥取県の中企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ997,621千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,879,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	繰入金	千円 1,343,191	千円 △448,234	千円 894,957
		1	一般会計金	1,343,191
3	繰越金	169,108	65,590	234,698
		1	繰越金	169,108
4	諸収入	1,108,217	△51,297	1,051,920
		2	貸付金元利収入	1,100,857
5	県債	2,247,290	△563,680	1,683,610
		1	県債	2,247,290
歳入	合計	4,876,786	△997,621	3,879,165

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 4,876,786	千円 △ 997,621	千円 3,879,165
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	4,876,786	△ 997,621	3,879,165
歳 出	合 計	4,876,786	△ 997,621	3,879,165

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 中小企業近代化資金貸付事業費	1 中小企業近代化資金貸付事業費	中小企業高度化資金貸付事業費	千円 632,430
	計		632,430

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 2,247,290	%	千円 1,683,610	%
計	2,247,290	/	1,683,610	/

昭和53年度鳥取県宮林事業特別会計補正予算

昭和53年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるとこ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 収 入		千円 37,787	千円 1,860	千円 39,647
	2 雑 入	37,682	1,860	39,542
歳 入	合 計	287,272	1,860	289,132

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費		千円 268,174	千円 1,860	千円 270,034
	1 職 員 費	83,275	1,035	84,310
	6 管理事業費	17,579	825	18,404
歳 出	合 計	287,272	1,860	289,132

昭和53年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算

昭和53年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 事業収入	1 事業収入	16,300	△ 1,074	15,226
	1 事業収入	16,300	△ 1,074	15,226
2 繰入金	1 一般会計 繰入金	12,365	272,440	284,805
	1 一般会計 繰入金	12,365	272,440	284,805
3 繰越金	1 繰越金	1	△ 1	0
	1 繰越金	1	△ 1	0
4 雑収入	1 雑収入	70	△ 65	5
	1 雑収入	70	△ 65	5

歳入	合計	28,736	271,300	300,036
----	----	--------	---------	---------

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 有料道路三朝 高原道路事業 費	1 有料道路三朝 高原道路事業 費	10,379	175,034	185,413
	1 有料道路三朝 高原道路事業 費	10,379	175,034	185,413
2 公債費	1 公債費	18,357	96,266	114,623
	1 公債費	18,357	96,266	114,623
歳出	合計	28,736	271,300	300,036

昭和53年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和53年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
2	繰入金	一般会計 1 繰入金	千円	千円	千円
			72,882	182,077	254,959
			72,882	182,077	254,959
歳入	合計		103,062	182,077	285,139

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1	県営 1 県営	駐車場 1 駐車場	千円	千円	千円
			103,062	182,077	285,139
			103,062	182,077	285,139
歳出	合計		103,062	182,077	285,139

昭和53年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和53年度鳥取県営観光施設事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 昭和53年度鳥取県営観光施設事業会計予算第2条本文かつて借を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

第1款 資本的収入	150,957千円	0千円	150,957千円
第1項 他会計からの借入金	125,457千円	△125,457千円	0千円
第2項 他会計からの長期借入金	500千円	125,457千円	125,957千円
第1款 資本的支出	276,414千円	△125,457千円	150,957千円
第3項 他会計からの借入金償還金	125,457千円	△125,457千円	0千円

鳥取県告示第三四七号

昭和五十四年二月定例県議会で三月九日議決された昭和五十四年度鳥取県一般会計予算、昭和五十四年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県畜産改良資金助成事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県県営林事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県県管境港水産施設事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算、昭

和五十四年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県
 県立学校農業実習特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県立学校水産実習
 船実習特別会計予算、昭和五十四年度鳥取県管電気事業会計予算、昭和五
 十四年度鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和五十四年度鳥取県管理立
 事業会計予算、昭和五十四年度鳥取県管観光施設事業会計予算及び昭和五
 十四年度鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和五十四年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 繁 三

昭和54年度鳥取県一般会計予算

昭和54年度鳥取県的一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,666,000千円と定
 める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入
 歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を
 負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債
 務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第280条第1項の規定により起こすことができる地方
 債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3

表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第285条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ
 の最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項
 の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除
 く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら
 の経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	28,940,384
	1 県 民 税	5,900,908
	2 事 業 税	5,177,494
	3 不 動 産 取 得 税	1,065,405
	4 県 た ば こ 消 費 税	1,056,324
5 娯 楽 施 設 利 用 税		255,387

2 地 方 譲 与 税	6 料理飲食等消費税	2,443,200	
	7 自動車税	3,981,430	
	8 鉱 区 税	5,821	
	9 狩 猟 免 許 税	25,979	
	10 自動車取得税	1,600,625	
	11 軽 油 引 取 税	2,407,005	
	12 入 猟 税	20,806	
	1 地方道路譲与税	1,751,925	
	2 石油ガス譲与税	156,474	
	3 航空機燃料譲与税	512	
	3 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	56,551,446
		1 地 方 交 付 税	56,551,446
4 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	248,242	
	1 交通安全対策特別交付金	248,242	
5 分担金及び負担金		3,931,884	

6 使用料及び手数料	1 分 担 金	1,670,040	
	2 負 担 金	2,261,844	
	2 504,974		
	1 使 用 料	1,828,911	
	2 手 数 料	676,063	
	7 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	18,680,142
		2 国 庫 補 助 金	51,355,804
		3 委 託 金	587,026
	8 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	2,259,821
		2 財 産 売 払 収 入	381,742
9 寄 附 金	1 寄 附 金	96,985	
	1 寄 附 金	96,985	
10 繰 入 金	1 特別会計繰入金	1,378,499	
	1 特別会計繰入金	258,499	

11 繰越金	2 基金繰入金	1,120,000
	1 繰越金	100,000
12 諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	70,978
	2 県預金利子	139,148
	3 公営企業貸付金元利収入	2,274,167
	4 貸付金元利収入	14,540,389
	5 受託事業収入	854,317
	6 収益事業収入	184,537
	7 雑収入	1,243,846
	13 県債	1 県債
歳入	合計	201,666,000

歳 出			
款	項	金額	
1 議会費	1 議会費	556,832	
	2 総務費		8,752,103
	1 総務管理費	5,680,798	
	2 企画費	513,847	
	3 徴税費	1,184,364	
	4 市町村振興費	720,853	
	5 選挙費	110,331	
	6 防災費	87,121	
	7 統計調査費	286,426	
	8 人事委員会費	85,095	
3 民生費	9 監査委員費	83,268	
	12,275,027		
	1 社会福祉費	5,822,181	

4 衛 生 費	2 児 童 福 祉 費	3,867,407
	3 生 活 保 護 費	2,578,894
	4 災 害 救 助 費	6,595
		8,102,678
1 公 衆 衛 生 費		2,917,167
	2 環 境 衛 生 費	420,603
	3 保 健 所 費	1,160,283
	4 医 業 費	3,604,625
5 勞 働 費		1,320,017
	1 勞 政 費	247,518
	2 職 業 訓 練 費	757,705
	3 失 業 対 策 費	234,828
6 農 林 水 産 業 費	4 勞 働 委 員 会 費	79,966
		40,049,401
1 農 業 費		11,203,541
	2 畜 産 業 費	2,556,232

7 商 工 費	3 農 地 費	16,071,840
	4 林 業 費	6,609,257
	5 水 産 業 費	3,608,531
1 商 業 費		15,648,258
	2 工 鉱 業 費	7,379,508
	3 観 光 費	8,208,441
8 土 木 費		60,309
		51,352,360
	1 土 木 管 理 費	325,823
	2 道 路 橋 り よ う 費	21,249,007
	3 河 川 海 岸 費	11,439,583
	4 港 湾 費	5,415,354
5 都 市 計 画 費		10,089,460
	6 住 宅 費	2,833,133
9 警 察 費		8,223,417

10 教 育 費	1 警 察 管 理 費	6,941,921
	2 警 察 活 動 費	1,281,496
11 災 害 復 旧 費	1 教 育 總 務 費	2,777,504
	2 小 学 校 費	16,396,647
	3 中 学 校 費	8,032,784
	4 高 等 学 校 費	11,532,115
	5 特 殊 学 校 費	2,015,334
	6 社 会 教 育 費	1,819,310
	7 保 健 体 育 費	958,296
12 公 債 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	30,286
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	564,515
13 諸 支 出 金	1 公 債 費	9,825,823
		1,333,233

14 予 備 費	1 公 営 企 業 支 出 金	168,621
	2 娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	100,246
	3 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,064,416
合 計		201,666,000

第2表 債務負担行為
新 規

事 項	期 間	限 度	額
地方職員住宅賃貸借料	昭和54年度から 昭和70年度まで	当該物件を取得するために要した資金 の元利償還金に相当する金額286,564 千円並びに同物件にかかる公租公課、 火災保険料及び建設期間にかかる経過 利息に相当する金額の合計額	10,560
保母修学資金貸付金	昭和54年度から 昭和55年度まで		26,688
看護学生等修学資金貸付金	昭和54年度から 昭和57年度まで		

鳥取産業体育館建設資金元利償還補助金	昭和54年度から昭和75年度まで	1,515,508
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	昭和54年度から昭和66年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額250,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額
農村青年経営安定資金 利子補助	昭和54年度から昭和63年度まで	昭和54年度に貸し付ける農業改良資金(農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金)170,000千円に対する昭和56年度から昭和57年度までの約定償還金にあてられるため、鳥取県信用農業協同組合連合会が同資金の借受者に約定償還金に相当する範囲内で貸付けを行なった額の各年度の融資残高の3.5/100に相当する金額
野菜価格安定対策事業補助	昭和54年度から昭和55年度まで	148,146
移住者営農資金利子補助	昭和54年度から	融資総額8,000千円を限度とし、各年

給	昭和63年度まで	度の融資残高の2.5/100に相当する金額
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和54年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本575,908千円について損失補償契約に定める最終償還期到来後10か月を経過した日において、農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかつた元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額
乾しいたげ価格安定対策事業補助	昭和54年度	28,125
漁業近代化資金利子補助	昭和54年度から昭和64年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額
野菜流通安定対策事業補助	昭和54年度から昭和55年度まで	35,265
農業近代化資金利子補助	昭和54年度から昭和63年度まで	融資総額7,500,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.45/100に相当する金額
農業近代化推進資金利子補助	昭和54年度から昭和60年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.5/100に相当する金額

補 正 前		補 正 後	
事 項	期 間	事 項	期 間
果樹災害対策利子補助	昭和54年度から昭和55年度まで	昭和54年度における果樹災害について、鳥取県果実農業協同組合連合会及び鳥取県経済農業協同組合連合会が1,630千円以内で行なう利子補助額の1/3に相当する金額	昭和54年度から昭和55年度まで
警察職員住宅賃貸借料	昭和54年度から昭和68年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額124,172千円並びに同物件にかかる公租公課及び火災保険料に相当する金額の合計額	昭和54年度から昭和61年度まで
育英奨学生貸付金	昭和54年度から昭和61年度まで	85,776	昭和54年度から昭和61年度まで
昭和52年度育英奨学生貸付金	昭和52年度から昭和59年度まで	千円 68,184	昭和52年度から昭和59年度まで
昭和52年度育英奨学生貸付金	昭和52年度から昭和59年度まで	千円 74,304	昭和52年度から昭和59年度まで

昭和53年度育英奨学生貸付金	昭和53年度から昭和60年度まで	69,672	昭和53年度育英奨学生貸付金	昭和53年度から昭和60年度まで	75,792
----------------	------------------	--------	----------------	------------------	--------

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
人事管理費	千円 95,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10%以内	借入年度から1年すえ置き、その後27年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
計画調査費	5,000	同上	同上	同上
精神薄弱者看護施設特別施設費	182,000	同上	同上	同上
特別施設費	184,000	同上	同上	同上

消費者保護費	1,500	同	上	同上	同	上
健康増進セク タ一事業費	315,000	同	上	同上	同	上
環境保全費	35,000	同	上	同上	同	上
水工事修繕職 業訓練校整備費	107,000	同	上	同上	同	上
畜産振興費	60,000	同	上	同上	同	上
土地改良費	2,458,000	同	上	同上	同	上
開墾及び開拓 事業費	79,000	同	上	同上	同	上
治山費	573,000	同	上	同上	同	上
林道費	284,000	同	上	同上	同	上
林業試験場 整備費	130,000	同	上	同上	同	上
漁港建設費	701,000	同	上	同上	同	上
沿岸漁場整備 費	137,000	同	上	同上	同	上
栽培漁業セク タ一建設事業費	209,000	同	上	同上	同	上
中小企業振興費	507,000	同	上	同上	同	上
道路新設改良費	1,205,000	同	上	同上	同	上
橋の上り新設 改良費	170,000	同	上	同上	同	上

河川改良費	2,071,000	同	上	同上	同	上
海岸保全費	120,000	同	上	同上	同	上
砂防費	1,712,000	同	上	同上	同	上
港湾建設費	907,000	同	上	同上	同	上
港湾入頭用地 造成費	700,000	同	上	同上	同	上
空港費	19,000	同	上	同上	同	上
街路事業費	496,000	同	上	同上	同	上
都市開発事業費	1,101,000	同	上	同上	同	上
公園費	333,000	同	上	同上	同	上
下水道費	337,000	同	上	同上	同	上
公営住宅建設 事業費	1,118,000	同	上	同上	同	上
交通指導取締費	75,000	同	上	同上	同	上
高等学校施設 整備費	666,000	同	上	同上	同	上
鳥取少年自然 の家建設費	318,000	同	上	同上	同	上
社会教育福祉 会館建設費	190,000	同	上	同上	同	上
鳥取屋内ア ール建設費	115,000	同	上	同上	同	上

治山施設災害復旧費	1,000	同	上	同上	同	上
建設災害復旧費	157,000	同	上	同上	同	上
直轄河川事業費	447,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	94,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	126,000	同	上	同上	同	上
直轄港湾事業費	274,000	同	上	同上	同	上
計	18,814,500					

昭和54年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ397,012千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 事 業 収 入		1 事 業 費	
	1 用品調達事業収入		203,906
	2 自動車管理事業収入		13,488
2 財 産 収 入	3 集中管理事業収入		166,705
			170
3 繰 入 金	1 財産売却収入		170
			2,000
4 繰 越 金	1 一般会計繰入金		2,000
			10,743
歳 入 合 計		397,012	
歳 出 合 計		386,275	

2 諸 支 出 金	1 用品調達事業費	199,439
	2 自動車管理事業費	20,131
	3 集中管理事業費	166,705
	1 繰 出 金	2,156
3 予 備 費	1 予 備 費	8,581
	合 計	397,012

昭和54年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和54年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,787,625千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 証 紙 收 入	1 証 紙 收 入		2,752,440
		1 証 紙 收 入	2,752,440
		合 計	2,787,625
2 繰 越 金	1 繰 越 金		35,185
		合 計	2,787,625

歳 出	款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金		2,744,208
		1 一 般 会 計 繰 出 金	2,744,208
		合 計	2,787,625
2 諸 支 出 金	1 債 還 金		1
		合 計	1
3 予 備 費	1 予 備 費		43,416
		合 計	43,416
合 計			2,787,625

昭和54年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,593千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		21,115
	1 国庫貸付金	21,115
2 繰入金		11,496

歳出	款	項	金額	1 一般会計繰入金	
				1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 貸付金元利収入	1 雑	49,981		
		2 雑	211		
合計			82,593		

歳出	款	項	金額	1 母子福祉資金貸付事業費	
				1 母子福祉資金貸付事業費	1 母子福祉資金貸付事業費
1 母子福祉資金貸付事業費	1 雑	1 雑	82,593		
合計			82,593		

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
修学資金貸付金		昭和54年度から昭和58年度まで	51,534千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
母子福祉資金貸付金	21,115	政府の定める方法による。	無利子	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	21,115			

昭和54年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,479千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1 歳入	入	金	18,363

1 一般会計繰入金

18,363

2 繰越金

1

1 繰越金

1

3 諸収入

38,115

1 貸付金元利収入

38,089

2 雑収入

26

歳入 合計

56,479

歳出

1 寡婦福祉資金貸付事業費

56,479

1 寡婦福祉資金貸付事業費

56,479

歳出 合計

56,479

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額 千円
修学資金貸付金		昭和54年度から昭和58年度まで	6,882

昭和54年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,338,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額	
			千円	円
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金		34,069	
				34,069
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,421,360	
				1,421,360
3 繰 越 金			41,997	

歳 入	款	項	金 額	
			千円	円
4 諸 収 入	1 県 預 金 利 子		1,290,193	
				1,891
5 県 債	2 貸 付 金 元 利 収 入		1,288,242	
				2,550,870
合 計			5,338,429	

歳 出	款	項	金 額	
			千円	円
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 費		5,338,429	
				5,338,429
合 計			5,338,429	

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	2,550,870	中小企業振興事業団の定める方法による。以内	4.1	中小企業振興事業団業務方法書に基づき都道府県に對

			する資金貸付準則第5条に定める方法による。
計	2,550,870		

昭和54年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ668,005千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		134,876
	1 国 庫 補 助 金	134,876
2 繰 入 金		85,442
	1 一 般 会 計 繰 入 金	85,442
3 繰 越 金		7,510

歳 入	歳 出	合 計
4 諸 收 入	1 繰 越 金	7,510
	1 貸 付 金 元 利 收 入	440,177
	2 県 預 金 利 子	440,175
	3 雑 入	1
合 計	合 計	668,005

歳 出	合 計
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費
	合 計
合 計	668,005

昭和54年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,472千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金	1 一般会計繰入金	4,452
	1 繰 越 金	4,019
3 諸 収 入	1 雑 入	1
	合 計	8,472

歳 出

款	項	金額
1 畜産経営特別資金費	1 肉用牛肥育経営安定特別資金補助費	8,472
	合 計	8,472

昭和54年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,381千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	51,350
	1 一 般 会 計 繰 入 金	26,521
3 繰 越 金	1 繰 越 金	106
	1 貸付金元利収入	25,402
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	25,402
	合 計	106

歳入	2 県預金利子	1
	3 雑入	1
合計		103,381

歳出	款	項	金額
1 林業改善資金貸付事業費			103,381
		1 林業改善資金貸付事業費	103,381
合計			103,381

昭和54年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ304,434千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び

び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額	
1 財産収入	1 財産売却収入	1 財産売却収入	17,998	
		2 財産運用収入	2	
		合計	18,000	
	2 繰入金	1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	119,787
			合計	119,787
	3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	5,000
合計			5,000	
4 諸収入	1 受託事業収入	1 受託事業収入	44,647	
		2 雑入	105	
		合計	44,542	
5 県債	1 県債	1 県債	117,000	
		合計	117,000	
合計	合計	合計	304,434	

歳出

款	項	金額 千円
1 県営林事業費	1 職員費	90,425
	2 造林事業費	12,808
	3 保育事業費	157,908
	4 処分事業費	450
	5 公有林野分収造林事業費	618
	6 管理事業費	18,754
2 公債費	1 公債費	23,476
	合計	304,434

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県営林事業費	117,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借	10以内	借入年度から25年すえ置き、以後15年間に償還するものとする。ただ

入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	し、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができるものとする。
計 117,000	

昭和54年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,963千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額 千円	
		1 使	2 財
1 使用料及び手数料	1 使	97,578	
	2 財		97,578
2 財産収入	1 財産運用収入		47
	2 財産売却収入		3
3 繰越金	1 繰越金		22,569
	2 繰越金		22,569
4 諸収入	1 雑収入		7,766
	2 雑収入		7,766
歳 入 合 計		127,963	

歳 出

款	項	金額 千円
1 事業費	1 事業費	82,983
	2 事業費	82,983

公 債 費	金額 千円	
	1 公 債 費	合 計
2 公 債 費	44,980	44,980
歳 出 合 計		127,963

昭和54年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,617千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額 千円	
		1 事 業 収 入	合 計
1 事業収入	1 事業収入	54,617	54,617
	2 繰越金		1
2 繰越金	1 繰越金		1
	2 繰越金		1

3 諸 収 入	雑 入	30
	合 計	54,648

歳 出	1 有料道路大山環状道路費	有料道路大山環状道路費	41,433
		1 有料道路大山環状道路費	41,433
	2 公 債 費	1 公 債 費	13,215
		合 計	54,648

昭和54年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の蒜山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,848千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	諸 収 入	11,848
	1 雑 入	11,848
合 計		11,848

歳 出	1 公 債 費	1 公 債 費	11,848
		1 公 債 費	11,848
	合 計		11,848

昭和54年度鳥取県県営駐車場事業特別会計予算

昭和54年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,073千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 事業収入	1 事業収入	27,603
	1 一般会計繰入金	34,415
2 繰越金	1 繰越金	2
3 諸収入	1 雑収入	53
4 歳入	合計	62,073
歳出		
1 県営駐車場事業費	1 県営駐車場管理費	62,073
	合計	62,073

昭和54年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和54年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,053千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入	1 財産売却収入	119,657
	合計	119,657
2 繰越金	1 繰越金	4,355
	合計	4,355
3 雑収入	1 雑収入	41
	合計	41
歳入	合計	124,053

歳出		
款	項	金額 千円
1 県立学校農業実習費		124,058
	1 県立学校農業実習費	124,058
歳出	合計	124,058

昭和54年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和54年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ238,454千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額 千円
1 国庫支出金		151
	1 国庫委託金	151
2 財産収入		106,013

歳入		
線	入	金額 千円
3 線		132,290
	1 一般会計線入金	132,290
歳入	合計	238,454

歳出

款	項	金額 千円
1 県立学校水産実習船実習費		238,454
	1 県立学校水産実習船費	238,454
歳出	合計	238,454

昭和54年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和54年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 112,008,000KWH
- (2) 袋川発電所調査費 500千円

(3) 佐治発電所調査費 250千円
 (4) 若桜発電所調査費 10,000千円
 (収益的収入及び支出)
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 電気事業収益	639,587千円
第1項 営業収益	635,555千円
第2項 営業外収益	4,032千円

支	出
第1款 電気事業費	609,275千円
第1項 営業費用	489,692千円
第2項 営業外費用	119,583千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 170,029千円は当年度分損益勘定留保資金101,688千円、過年度分損益勘定留保資金 24,135千円、繰越利益剰余金処分額15,000千円及び当年度利益剰余金処分額29,206千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	20,371千円
第1項 企業債	20,000千円
第2項 固定資産売却代金	1千円

第3項 投資償還金 360千円
 第4項 建設収入 10千円

支	出
第1款 資本的支出	190,400千円
第1項 建設改良費	33,350千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	157,050千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気事業費に充当	千円 20,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ る。	10%以内	借入年度から2年すえ置き、その後8年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換え することができ る。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、120,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 304,374千円

(2) 交際費 420千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち15,000千円及び当年度利益剰余金のうち29,206千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

昭和54年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和54年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 20,124,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 239,203千円

第1項 営業収益 206,838千円

第2項 営業外収益 32,365千円

支出

第1款 工業用水道事業費 235,442千円

第1項 営業費用 174,245千円

第2項 営業外費用 61,197千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額103,069千円は当年度分損益勘定留保資金34,496千円及び過年度分損益勘定留保資金68,573千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 18,357千円

第1項 出資金 18,357千円

支出

第1款 資本的支出 121,426千円

第1項 企業債償還金 73,426千円

第2項 他会計からの長期借入金償還金 48,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 76,828千円

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、30,463千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和54年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和54年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 境港外港昭和地区埋立地売却面積 3ヘクタール
 - (2) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積 2ヘクタール
 - (3) 境港外港竹内地区埋立事業 工事費 2,069,446千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

- 第1款 埋立事業収益 778,259千円
- 第1項 営業収益 746,769千円
- 第2項 営業外収益 31,490千円

支 出

- 第1款 埋立事業費 635,133千円
- 第1項 営業費用 475,787千円
- 第2項 営業外費用 159,346千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 654,061千円は当年度分損益勘定留保資金342,760千円及び過年度分損益勘定留保資金311,301千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 2,070,183千円
- 第1項 企業債 2,058,000千円
- 第2項 他会計からの長期借入金 1,198千円
- 第3項 建設収入 10,985千円

支 出

- 第1款 資本的支出 2,724,244千円
- 第1項 建設改良費 2,070,644千円

第2項 企業債償還金 620,400千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 33,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	千円 2,058,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	% 10以内	借入年度から5年ずつ置き、以後5年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,324,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費

の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 98,490千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和54年度鳥取県営観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 昭和54年度鳥取県営観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 観光施設事業 工事費 733,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額118,603千円は、一時借入金で借置するものとする。)

収	入
第1款 資本的収入	851,603千円
第1項 企業債	733,000千円
第2項 他会計からの借入金	118,603千円

支 出

- 第1款 資本的支出 970,206千円
- 第1項 建設改良費 757,803千円
- 第2項 企業債償還金 93,800千円
- 第3項 他会計からの借入金償還金 118,603千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設事業費に充当	733,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以下	借入年度から2年ずえ置き、その後8年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりずえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えることができる。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、852,000千円と定める。

昭和54年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和54年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 692床
- (2) 年間入院患者数 226,188人
- (3) 年間外来患者数 304,425人
- (4) 一日平均入院患者数 618人
- (5) 一日平均外来患者数 1,025人
- (6) 主要な建設改良事業 医師公舎新築 40,137千円
医療機器備品 164,570千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 病院事業収益	5,541,899千円	第1款 病院事業費用	5,860,574千円
第1項 医業収益	4,973,282千円	第1項 医業費用	5,536,070千円
第2項 医業外収益	560,006千円		
第3項 特別利益	8,611千円		

第2項 医業外費用 321,376千円
 第3項 特別損失 3,128千円
 (資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 資本的収入	収入	2,529,343千円
第1項 出資金		299,021千円
第2項 他会計からの借入金		2,037,817千円
第3項 固定資産売却代金		505千円
第4項 企業債		173,000千円
第5項 補助金		19,000千円
支出	支出	
第1款 資本的支出		2,529,343千円
第1項 建設改良費		210,099千円
第2項 企業債償還金		394,880千円
第3項 他会計からの借入金償還金		1,924,364千円

(企業債)
 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	173,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借	10%以内	借入年度から5年すえ置き、その後25年度間に償還するものとする。ただし、県

(一時借入金)	入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができると	財政その他の都合により、すえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上げ償還を行い、若しくは借換えすることができるとする。
---------	--	--

第6条 一時借入金の限度額は1,100,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,001,555千円
- (2) 交際費 320千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- (1) 看護要員の確保に要する経費に於てため 141,864千円 (たば卸資産購入限度額)

第9条 たば卸資産の購入限度額は1,647,079千円と定める。